
食肉科研/行政情報等発信サービス

No.192 2019/8/30

1 平成30年度「輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果」及び「輸入食品監視統計」の公表

8月28日、厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課輸入食品安全対策室は標記結果及び統計を公表した。その主な内容は次のとおり。

- 輸入届出件数は約248万件〔約243万件〕であり、輸入届出重量は約3,417万トン〔約3,375万トン〕。届出に対して206,594件〔200,233件〕の検査を実施し、このうち780件（延べ813件）〔821件（延べ852件）〕を法違反として、積み戻し又は廃棄等の措置を講じた。〔 〕カッコ内は平成29年度の数値
- 検査は届出件数の8.3%にあたる206,594件について実施されている。内訳は、行政検査69,409件（2.8%：届出件数に対する割合）、登録検査機関検査153,833件（6.2%のうち、検査命令60,373件）、外国公的検査機関検査4,524件（0.2%）である。
- 違反となった届出件数780件を条文別にみると、法第11条違反の480件（61.5%）が最も多く、次いで第6条違反の229件（29.4%）、第18条違反36件（4.6%）、第10条違反30件（3.8%）、第9条違反4件（0.5%）、第62条違反1件（0.1%）の順であった。

○主な違反内訳

第6条（販売等を禁止される食品及び添加物）アーモンド、乾燥いちじく、乾燥なつめやし、香辛料、ごまの種子、チアシード、とうもろこし、ハトムギ、ピスタチオナッツ、ひまわりの種子、ブラジルナッツ、落花生等のアフラトキシンの付着、亜麻の種子、キャッサバ等からのシアン化合物の検出、有毒魚類の混入、生食用まぐろからのサルモネラ属菌の検出、ブランデー等からのメタノールの検出、米、小麦、大豆等の輸送時における事故による腐敗・変敗（異臭・カビの発生）

第9条（病肉等の販売等の禁止）衛生証明書の不添付

第10条（添加物等の販売等の制限）指定外添加物（TBHQ、アズールブルーVX、アゾルビン、アミド化ペクチン、カルミン、キノリンイエロー、サイクラミン酸、パテントブルーV、ホウ酸）の使用

第11条（食品又は添加物の基準及び規格）農産物及びその加工品の成分規格違反（農薬の残留基準超過）、畜水産物及びその加工品の成分規格違反（動物用医薬品の残留基準超過、農薬の残留基準超過等）、その他加工食品の成分規格違反（大腸菌群陽性等）、添加物の使用基準違反規格違反、放射性物質の基準超過、安全性未審査遺伝子組換え食品の検出

第18条（器具又は容器包装の基準及び規格）材質別規格違反

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_06382.html

輸入食品監視統計

<https://www.mhlw.go.jp/content/000541097.pdf>

2 と畜・食鳥検査等に関する実態調査（追加調査事項）の結果について

8月28日、厚生労働省は医薬・生活衛生局食品監視安全課長名をもって各都道府県等衛生主管部（局）長宛標記通知を出した。これには、追加調査した各都道府県別の牛肉、豚肉及び食鳥肉の輸出可能施設一覧が示されている。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000541387.pdf>